

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	漁政課	検索番号	1 - 1 1
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	3 4の5 - 1	
許認可等	漁業協同組合の常勤役員等の兼職又は兼業の認可			
<p>(根拠規定)</p> <p>水産業協同組合法第34条の5第1項</p> <p>第11条第1項第4号の事業を行う組合を代表する理事(第34条の2第3項の組合を代表する理事を除く。)並びに当該組合の常務に従事する役員(第34条の2第3項の組合の理事及び経営管理委員を除く。)及び参事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。</p>				
<p>(許認可等の基準)</p> <p>水産業協同組合法第34条の5第2項</p> <p>行政庁は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。</p>				
<p>漁協系統信用事業における総合的な監督指針(平成17年4月1日付け16水漁第2697金融庁監督局長、水産庁長官通知)に準拠)</p> <p>- 4 - 1 1 常勤役員等の兼職又は兼業の制限について</p> <p>組合を代表する理事(経営管理委員会を置く組合を代表する理事を除く。)組合の常務に従事する役員(経営管理委員会を置く組合の理事及び経営管理委員を除く。)及び参事(以下「常勤役員等」という。)について、水協法第34条の5第1項ただし書(水協法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による兼職又は兼業(以下「兼職等」という。)の認可に係る審査基準は次のとおりとする。</p> <p>- 4 - 1 1 - 1 審査要領</p> <p>組合の常勤役員等に関し、水協法第34条の5第1項ただし書の規定による認可を行う場合は、責任ある業務執行体制が確保されていることを前提として、次の条件がすべて満たされているか慎重に審査することとする。</p> <p>(1) 常勤役員等の兼職等が真にやむを得ないものであるか。</p> <p>(2) 当該組合の業務に支障を与えるおそれがないか。</p> <p>(3) 当該組合と兼職等先との間において健全な取引が阻害されるおそれがないか。</p> <p>(注1) 水協法第34条の5第1項に規定する「法人」の範囲は、法人格を有するものすべてが対象となる。</p> <p>(注2) 水協法第34条の5第1項に規定する「常務に従事する」とは、継続的に業務等に携わることであり、職務上の名称により形式的に判断することなく、あくまでも個別の実態により常務に従事しているかどうかを判断することとする。</p> <p>(注3) 水協法第34条の5第1項に規定する「事業を営む」とは、営利の目的を持って継続的に経済的活動を行うことであり、取引上の名義等により実態的に判断するものとするが、他法令において事業活動が許認可等により規制されている場合には、当該許認可等の名義人は事業者として取り扱うものとする。</p>				

(注4)本項の「責任ある業務執行体制が確保されている」とは、次に掲げる例が該当するものと考えられる。

当該組合に常務に従事する理事(兼職等の認可を受けていない者に限る。)
。)を置いている場合

代表理事に選任された漁業者が、漁業の形態等から当該組合の常務に従事することが可能な場合

(注5)本項(1)の「真にやむを得ない」場合とは、当該組合の所在地の現状、組合員の構成、沿革等から見て、次のすべての条件を満たす場合をいう。

その者を除いて他に人材がなく、その者が当該組合の役員として従事しなければ、当該組合の経営に支障を来すおそれがある場合

兼職等先の状況から見て、その者を除いて他に人材がなく、その者が当該兼職等先の常務に従事しなければ、当該兼職等先の経営に支障を来すおそれがある場合

- 4 - 1 1 - 2 期限の付与

兼職等の認可に当たっては、法第126条の2の規定に基づき、兼職等の状態が真にやむを得ないと認められる期限をつけるものとする。

なお、この期限については、原則として、組合の常勤役員等の終任の日又は兼職等先の地位の終任の日のいずれか早期に到来する日までとする。

(その他)

添付資料(漁業協同組合等の信用事業に関する省令第10条の3)

- 1 理由書
- 2 履歴書
- 3 当該組合又は連合会における常務の処理方法及び勤務状況を記載した書類
- 4 他の組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の組合等における常務の処理方法及び当該組合又は連合会と当該他の組合等との取引その他の関係を記載した書類並びに当該他の組合等の定款、最終の事業報告書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して1年間における取引及び収支の予想を記載した書類
- 6 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後1年間における取引及び収支の予想を記載した書類
- 7 その他行政庁が必要と認める事項を記載した書類